

経営事項審査の更新忘れに注意！

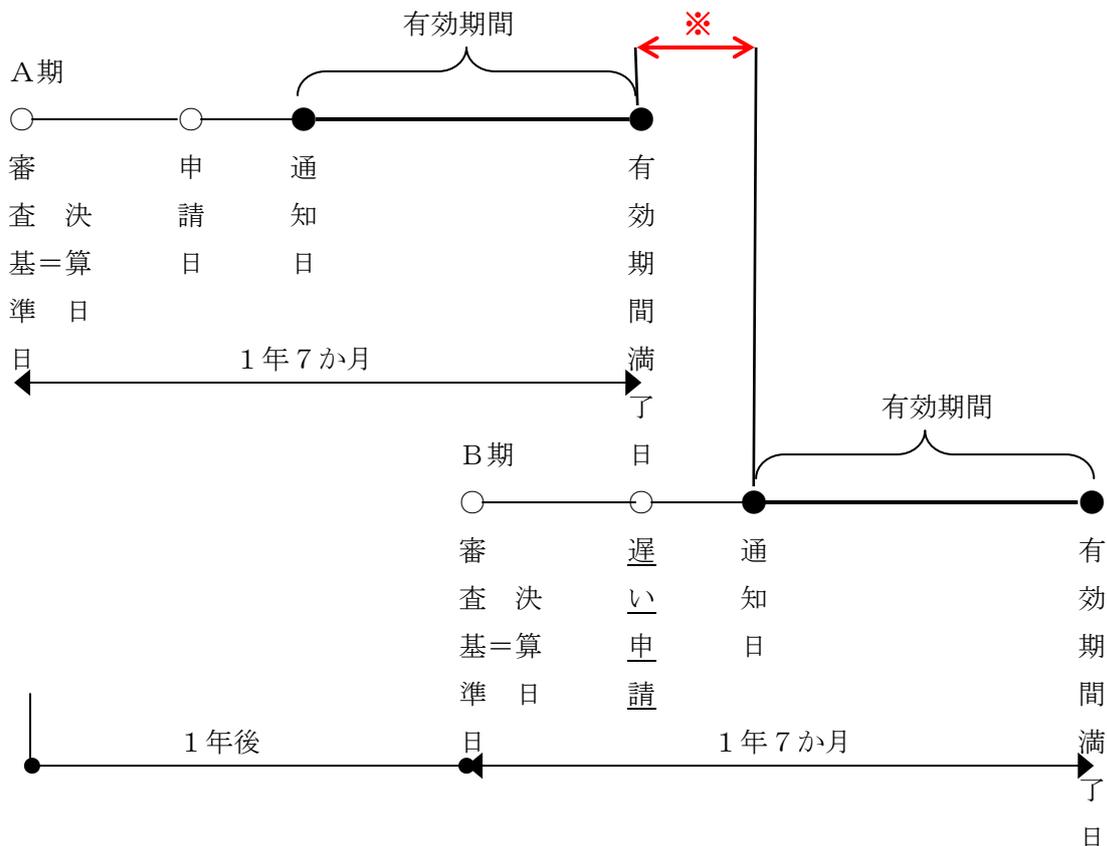
契約検査課

公共工事を発注者から直接受注しようとする場合、契約締結日の1年7か月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要となります。（建設業法第27条の23第1項）

経営事項審査の結果通知書が交付されるのは、審査を受けてから約2か月後となる場合がありますので、有効期間が途切れないように早めに更新手続きを取るようにしてください。

有効期間：公共工事を請け負うことができる期間

注 下図※の期間は公共工事の受注ができません。



問合せ先：稲沢市総務部契約検査課工事契約検査グループ 内線463